

# 秋田中央地域地場産品活用促進協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、秋田中央地域地場産品活用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 秋田市、男鹿市および潟上市（以下「3市」という。）の地域内において生産される一次産品および当該一次産品を原材料とした加工品（以下「地場産品」という。）について、その活用促進を図ることにより、3市の農林水産業と食品関連産業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地場産品を取り扱う物産展の開催および出展に関すること。
- (2) 地場産品を取り扱う各種商談会の開催および出展に関すること。
- (3) 地場産品のPRに関すること。
- (4) 地場産品の活用促進に関する情報収集および情報提供に関すること。
- (5) 協議会の会員間の連携促進に関すること。
- (6) その他目的達成のため必要な事業に関すること。

## 第2章 組織等

(協議会の会員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 事業者会員：3市内に事務所又は事業所を有し、地場産品の生産および流通に関わる農林漁業者、製造業者、卸売業・小売業者および宿泊業・飲食サービス業者
- (2) 賛助会員：協議会の目的に賛同し活動支援をする個人および団体

- (3) 公益事業費負担会員：秋田市、男鹿市、潟上市および秋田なまはげ農業協同組合

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監事 3名以内

- 2 会長は秋田市長とする。
- 3 副会長、監事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長が指名する副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期満了が、その任期中最後の決算期に関する総会日以前であるときは、その任期を当該総会が終了する日まで延長する。

### 第3章 総会

(総会)

第8条 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 規約の制定および変更に関する事。
  - (2) 事業計画に関する事。
  - (3) 予算および決算に関する事。
  - (4) 役員選任に関する事。

(5) その他、必要と認める事項。

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

4 会員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人は、当該会員と同一の権限を付与するものとする。

5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第9条 会長は、総会の開催が困難な場合には、総会の権限に属する事項で緊急を要するもの、又は軽易なものについては、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、総会において報告し、承認を得なければならない。

#### 第5章 幹事会

(幹事会)

第10条 協議会の事業を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、会長が指名する者とする。

3 幹事長および副幹事長は、幹事の中から会長が指名する。

4 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長が指名する副幹事長が、その職務を代理する。

(幹事会の権能)

第11条 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 第3条に規定する事項の企画立案に関すること。

(2) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

## 第6章 事務局

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を秋田市産業振興部産業企画課内に置く。

- 2 事務局長は、秋田市産業振興部長とする。
- 3 事務局員は、事務局長が指名する。
- 4 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 会計

(経費)

第13条 協議会の経費は、会費および諸収入をもって充てる。

- 2 事業者会員の会費の金額は年3,000円とし、会長が別に定めた方法により支払うものとする。
- 3 賛助会員の会費の金額は年1口10,000円で口数は任意とし、会長が別に定めた方法で支払うものとする。
- 4 公益事業費負担会員の秋田市、男鹿市、潟上市および秋田なまはげ農業協同組合の会費および支払方法は、会長が別に定める。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 補足

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和元年5月29日から施行する。
- 2 事業初年度における事業年度は、規約が承認された日からとする。